

生徒心得

高校生としての心得

- 1 本校生徒としての本分を自覚し、責任ある態度をとる。
- 2 「好学」「創造」「親和」「不屈」の校訓の下、心身ともに健康で豊かな人間性を形成する。
- 3 互いに礼儀を重んじ尊敬し合う。あいさつは学校の内外を問わず常に励行する。
- 4 服装規定を守り、身だしなみを清潔にする。
- 5 在学中に成年になることを自覚し、社会的な義務や公的な責任に対する認識を深める。

通学の心得

- 1 通常の登下校時は制服を着用する。部活動の登校の際は、部活動の服装でも可とする。
- 2 登校時間は、午前8時15分までの着席とする（午前8時20分に出席確認）。
- 3 登下校の際は、交通ルールやマナーを遵守する。
- 4 万一、事故を起こした場合は警察に連絡し、状況に応じて次のように適切な処置をとること。
 - (1) ケガがあれば応急手当ををし、消防に連絡をする。
 - (2) 当事者の氏名・住所・学校・勤務先・連絡先をお互いに確認する。
 - (3) 家庭と学校（与論高校 0997-97-2064）に連絡し、担任と交通係に報告する。
- 5 自転車通学について
 - (1) 自転車での通学を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入の上、自転車保険加入状況調査票とともに、担任を経て交通係に提出し、許可を得ること。
 - (2) 自転車での通学を許可された者には、ステッカーを発行する。ステッカーは、原則として自転車の後輪泥よけ部分に貼る。
 - (3) 許可された者でも、次の場合は許可を取り消すことがある。
 - ア 道路交通法・同施行法・同施行規則・同施行細則等で、自転車に適用される項目を守らない者。
 - イ この規定の(4)の心得を守らない者。
 - (4) 自転車通学に際しては、次の心得を守らなければならない。
 - ア 道路交通法を遵守するとともに、自転車保険に加入すること。
 - イ 乗車前に自転車の点検を行い、整備された車体を使用すること。
 - ウ カバンその他の持ち物は、しっかりと荷台に固定すること。
 - エ 乗車用ヘルメットを必ず着用して運転すること。
 - オ 二人乗りや、並列・並進、ながら運転（イヤホンで音楽などを聴く・携帯電話を使用する等）をしないこと。
 - カ 部活動等で暗くなってから下校する時は、前照灯を点灯し、十分安全に注意すること。
 - キ 校内に乗り入れる際は、出入口又はプール横の南門から入り、決められた位置に施錠をして駐輪すること。また、校内では自転車から降りた状態で、押して移動すること。
 - ク 交通違反をした場合は、速やかに学級担任に届け出ること。
- 6 原動機付自転車(以下、原付)通学について
 - (1) 原付利用を希望する者及び免許受験を必要とする者は、説明会に必ず出席し、所定の用紙に必要事項を記入の上、手続を行うこと。長期休業中において学校が指定する期日の受験を認める。また、島外での受験も課外がない日程に限り認める。
 - (2) 原付での通学を許可された者には、ステッカーを発行する。ステッカーは原付の後輪泥よけ部分に貼る。
 - (3) 原付は排気量 50cc のスクーターかカブ型で、法定の安全装備が十分であるものを使用すること。不必要な装備が付いているものや改造車は認めない。
 - (4) 許可された者でも、次の場合は許可を取り消すことがある。
 - ア 道路交通法・同施行法・同施行規則・同施行細則等で、原付に適用される項目を守らない者。
 - イ この規定の(5)の心得を守らない者。

(5) 原付の使用にあつては、次の心得を守らなければならない。

- ア 道路交通法を遵守すること。
- イ 乗車前に原付の点検を行い、整備された車体を使用すること。
- ウ カバンやその他の持ち物は、しっかりと荷台に固定すること。
- エ 学校教育活動内における使用（校外での部活動等を含む）の際には、必ずフルフェイス型又はジェット型（シールド付きに限る）のヘルメットを着用すること。また、運転する際には、必ずシールドを下して使用すること。
- オ 校内に乗り入れる際は、出入口から入り、決められた位置に施錠をして駐輪すること。
- カ 停車及び発進の際は、周囲の安全を十分に確認した上で、決められた場所で行うこと。
- キ 交通違反をした場合は、速やかに学級担任に届け出ること。
- ク 原付利用生徒は、任意保険に加入すること。

校内の心得

- 1 学習の場であることを意識して行動し、学校生活に不要なものを校内に持ち込まない。
- 2 無断外出はしない。また、校門及び出入口以外からの出入りはしない。
- 3 特別教室の出入り及びその使用については、職員に申し出る。
- 4 校庭・体育施設等及び校具・運動用具等を使用する時は、職員の許可を受け、使用後は後始末をする。
- 5 昼食は、所定の時間にとること。
- 6 校内での携帯電話の持込みを希望する生徒は、別途定める「校内持込ルール」を遵守した上で持ち込むこととする。原則として、学校敷地内では電源を切って鞆の中に入れておく。ただし、放課後に保護者と連絡を取り合う場合に限り、本館1階脱靴場周辺における使用を認める。また、必要がある場合は、職員の指導の下、指定された時間帯、指定された場所での使用を許可する。

校外の心得

- 1 校外においても、本校生徒としての本分を自覚し、責任ある態度をとること（法令の遵守）。
- 2 映画その他の興行物の鑑賞は、年齢等の制限を守ること。

アルバイト

- 1 原則として週5回までの勤務とし、授業日の勤務については午後4時から午後7時までとする（7校時の日は午後5時から午後7時）。ただし、月曜日から金曜日のうち1日以上、土曜日と日曜日のうち1日以上を休養日とする。また、課外（土曜課外、放課後課外、夏季課外、冬季課外等）を欠席して勤務することは認めない。長期休業期間と授業日以外の場合、長時間のアルバイトを可能とする（午後7時まで）。
- 2 勤務開始日の1週間前までに「アルバイト届」を提出すること。無断アルバイトは原則として認めない。
- 3 就業先については、原則として「アルバイト可能な事業所一覧」の中から選ぶ。業務内容等については、各事業所が学校に示す。事業所と業務内容等については、審議の上、適宜追加する。学校は必要に応じて事業所との会合を開き、連携を図る。
- 4 1年生については、1学期終了までは学業に専念するため、アルバイトを原則として認めない。
- 5 補習及び試験等の学習に関する要請があった場合は、そちらを優先する。また、勤務先には、補習が必要な日は勤務させないことを周知徹底する。なお、成績不振や遅刻・欠席が続く等がある場合には、アルバイトの不許可や許可の取り消しをする場合がある。
- 6 勤務で原付を使用する場合は、交通ルール・マナーを守ること。

諸願届

1 出席に関する事項

- (1) 欠席・遅刻は、保護者が電話等の方法で担任に連絡する。なお、忌引きの場合は、次のア～エを基準とする。

ア 父母 7 日以内

イ 祖父母・兄弟姉妹 3 日以内

ウ 曾祖父母・叔父叔母 1 日以内

エ 父母・祖父母・兄弟姉妹等の祭日（改葬を含む） 1 日以内

※ 島外の場合は旅行日数を加える。

- (2) 欠課・早退をする場合は、担任（副担任）の許可を得る。

- (3) 朝の S H R から終礼までの間、校外に外出する場合は、担任（副担任）に外出許可を得る。長期に渡る場合は、保護者が外出許可について連絡をし、担任が職員朝礼等で報告する。

2 免許及び資格等取得・アルバイト・旅行に関する事項諸願届は所定の用紙に必要事項を記入の上、担任を経て担当係に提出し、許可を得ること。

※ 免許及び資格等の取得・アルバイト・旅行は、全て保護者の同意を必要とする。旅行は、受験・進路に関する場合のみ旅行届を提出する。

3 諸願届用紙

次の(1)～(6)を必要に応じて利用する。

(1) 自転車通学許可願

(2) 原付通学許可願

(3) 原付免許受験許可願

(4) アルバイト届

(5) 受験旅行届

(6) オープンキャンパス用旅行届

※ 行事参加や公民館でのバンド等の練習については、事前に担任等に連絡すること。また、周囲の方々に迷惑が掛からないようにすること。

4 その他

- (1) 保護者及び保証人の住所、その他に異動があった時は、担任に届け出ること。

- (2) 掲示については、職員の許可を得ること。

単位認定

単位の認定は、教科担任が単元シラバスで示した評価基準によって実施される単元テストや課題に基づいて判定会議で審議し、校長が認定する。

テスト等に際しての生徒心得

- 1 単元シラバスを確認し、単元テスト等に向けて備える。

- 2 不正行為及び疑わしい行為は絶対にしない。筆記用具と許可品以外は持ち込まない（筆箱、下敷きは不可）。

服装規定

服装は常に面接試験を受験することができる状態にする。ピアス等の装飾品の使用や化粧は基本的に認めない。

1 男子（図は冬季）



- ・ 髪形は自然な状態で目，耳，襟が隠れない程度の長さとする。染色，脱色は基本的に認めない。
- ・ ブレザー（青），スラックス（グレー），シャツ（白），ネクタイは，それぞれ学校指定のものとする。裾丈，袖丈等は標準のものとする。
- ・ ベルトは必ず着用し，色は黒・紺・茶系とする。
- ・ 靴下は，式典等以外の色は，白・黒・紺のいずれか。くるぶしが隠れる程度以上の長さ。式典の際は，黒色又は紺色で，着席した時にスラックスの裾から肌が見えない程度の長さ。
- ・ 靴は白を基調とした運動靴もしくは革靴とする。革靴の色は，黒・茶系とする。

【夏季】



開襟及びネクタイ着用も可
（男女共通）

【中間季】

中間季は，長袖シャツにネクタイ着用

2 女子（図は冬季）



- ・ 前髪は自然な状態で目が隠れない程度の長さとする。長い場合は結ぶ。ピンやゴムについては，シンプルなデザインのものを使用する。染色，脱色は基本的に認めない。
- ・ ブレザー（青），シャツ（白）は，それぞれ学校指定のものとする。裾丈，袖丈等は標準のものとする。
- ・ スカート（チェック）の際は，リボンかネクタイを着用する。スカート丈は標準とし，膝の中心から膝下 10 cm 程度の長さ。
- ・ スラックス（グレー）の際は，ネクタイのみを着用する。スラックスの丈は標準のものとする。ベルトは必ず着用し，色は黒・紺・茶系とする。
- ・ 靴下は，式典等以外の色は，白・黒・紺のいずれか。くるぶしが隠れる程度以上の長さ。式典の際は，スカート着用時は黒色又は紺色のハイソックスを，スラックス着用時は着席した時にスラックスの裾から肌が見えない程度の長さで黒色又は紺色の靴下をそれぞれ着用する。
- ・ 靴は白を基調とした運動靴もしくは革靴とする。革靴の色は，黒・茶系とする。



【夏季】



丸襟にリボン着用
（スラックス着用
の場合はカッター
シャツ）

【中間季】

中間季は，長袖シャツにネクタイ着用

3 注意点

- (1) 盛夏時（5月～10月）において，学校指定ポロシャツを着用してもよい。
- (2) 冬季はブレザーの下に半袖シャツを着用してもよい。女子はネクタイ着用の場合，半袖シャツはカッターシャツを着用すること。
- (3) 男女とも必要に応じて学校指定のベストを着用してもよい。
- (4) 冬季における登下校時には，防寒具の着用を認める（基本的に校内での着用は認めない。）。また，夏季における登下校時には，アームカバーの使用を認める。
- (5) 校内では，学校指定のスリッパを上履きに使用する。

4 その他

鞆はリュック型で色は黒・紺系とする。ただし，中学時からの鞆を継続使用してもよい。

図書室利用規定

1 開 室

- (1) 開室は平日の午前 9 時 30 分から午後 4 時 45 分までとする。
- (2) 長期休業日の開室は別に定める。

2 貸出し・帯出

- (1) 貸出しは休み時間、昼休み及び放課後とする。
- (2) 貸出し冊数は 3 冊までとし、長期休業は 5 冊までとする。
- (3) 貸出し期間は、一週間以内とし、継続して借りる者は改めて手続を取る。
- (4) 貸出した本は、他人に又貸しをしてはならない。
- (5) 辞典類及び貴重図書は、原則として貸出しを行わない。

3 館内の心得

- (1) 所定の場所で静かに閲覧する。
- (2) 本を汚したり破損したりしないように心掛ける。
- (3) 閲覧を終わった本は必ず元の場所に返す。

4 その他

- (1) 図書や備品の紛失、又は破損の場合は、基本的に弁償してもらうこととする。
- (2) 部外者への貸出しについては別に定める。

週番規定

1 週番の目的

週番は環境の美化等を点検し、学習環境を整備して明朗な学校を作ることとする。

2 週番の配当

当番制とし、毎週各クラスから 2 人ずつが当番となる。

3 週番の任務

(1) 学級週番

ア 教室を中心に学習環境の整備に努める（教室の清掃、黒板の清掃、机椅子の整理整頓、ゴミ捨て、消灯、戸締り等）。

イ 学級日誌を記録し、担任に提出する。

ウ 連絡事項を周知させる。

(2) 学校週番

清掃時間の開始及び終了を知らせる放送をする。

4 週番引継会

(1) 週番引継会は毎週月曜の清掃時に職員週番の指導を受けて行う。

(2) 週番引継会は生徒会執行部が召集し、司会を務める。進行は次のとおりとする。

ア 行事の企画・運営の打合せ、昨週の週番活動の反省

イ 週番の職員からの連絡、指導